

ご利用いただける路線

- 松江市交通局全路線(ぐるっと松江レイクライン含む)

ご利用可能な IC カード(全国相互利用交通系 IC カード)

- ICOCAに加えて、右の全国相互利用交通系 IC カードがご利用いただけます。
- モバイル Suica、モバイル PASMO もご利用いただけます。



ご利用方法

- 乗車時と降車時にタッチするだけで、乗車区間の運賃を精算します。

バスに乗るとき

乗車口(中扉)



乗車時は、乗車口右側に設置してある青色の IC カードリーダーにタッチしてください。

バスを降りるとき

乗車口(前扉)



降車時は、運賃箱に設置してある黄色の IC カードリーダーにタッチしてください。

- ※複数人でご利用のお客様、割引運賃適用のお客様、大人用の IC カードを小児のお客様が利用される場合は、降車時にタッチする前に乗務員にお知らせ頂き、乗務員が機器操作したのちにタッチしてください。
- ※こども ICOCA をご利用のお客様は、降車時に運転士にお知らせいただかなくても、乗車区間の小児運賃を精算します。(タッチしたときの音が違います)

交通局で販売する ICOCA



(ICOCA)



(こども ICOCA)

ICOCA (無記名式)	<ul style="list-style-type: none"> ●登録が不要なカードです。 ●市営バスのご利用でポイントがつきます。 ●発売額は 2,000 円からです。 ●紛失再発行はできません。
こども ICOCA (記名式)	<ul style="list-style-type: none"> ●小学生以下の方が対象です。記名人ご本人のみご利用可能です。 ●カードをタッチするだけで、自動的に小児運賃で精算されるカードです。 ●全国相互利用エリアでもご利用可能です。 ●お一人様 1 枚のみ発行します。 ●紛失時の再発行が可能です。(再発行手数料 520 円+デポジット 500 円が必要です) <p>【有効期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満12歳となる年度の3月31日までご利用可能です。 ●有効期限が過ぎた場合、その年の4月1日以降に窓口で大人用に変更が可能です。 <p>【発行・変更に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康保険証、住民票などの公的証明書 ●ご本人が窓口にお越しいただいた場合でも、年齢等を確認するための公的証明書が必要です。 ●小児用 ICOCA をお求めの場合は、申込書に保護者の署名が必要です。 ●代理の方が小児用 ICOCA カードを新規にお求めの場合は、代理人の証明書と記名人の公的証明書が必要となります。
バス ICOCA 定期券 (大人用)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和 3 年夏以降、発売予定 発売日は決定次第お知らせいたします。
こどもバス ICOCA 定期券 (小児用)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和 3 年夏以降、発売予定 発売日は決定次第お知らせいたします。

※新規ご購入時にはデポジット(預かり金)として 500 円が必要です。

デポジット(預かり金)は、ICOCA を発売する際にお預かりする金額のことで、カード返却の際にはカードと引き換えにお返しします。

※クレジットカードではお買い求めいただけません。

ICOCA ポイントについて

- ICOCA を使用して 1 ヶ月間(1日～末日)に松江市交通局の路線バスご利用いただいた運賃額の合計の1%を ICOCA ポイントとして翌月末までに付与します。貯まった ICOCA ポイントは、『ポイントチャージ』をすることで、バス運賃のほか、列車やコンビニ等での買い物にもご利用いただけます。
- ICOCA ポイントサービスのご利用には、**事前に利用登録(無料)が必要**です。利用登録は、JR 西日本の ICOCA エリア内の駅の自動券売機または WEB で可能です。

※利用登録が完了した月からポイント対象となります。

※ICOCA ポイントは現金と交換することはできません。また、複数枚のポイントをもとめることはできません。

※25ヶ月以上チャージまたはポイントチャージがない場合は、利用登録が解除されます。その場合は、再度利用登録を行うことができます。ただし、解除期間中の ICOCA のご利用は、ポイント計算の対象とはなりません。

※『こども ICOCA』のカード有効期限の翌日以降は、ポイントは失効となり、ポイントチャージができません。

※ポイントチャージは、カード残額が 20,000 円を超えない範囲で全額チャージされます。

※以下、松江市交通局の『ICOCA取扱窓口』でもポイントチャージが可能です。

チャージ(入金)方法

- 松江市交通局のICOCA 取扱い窓口のほか、バス車内でチャージができます。
- コンビニや JR 西日本のICOCA エリアの券売機等及び、相互利用を行っている他の交通機関でもチャージができます。
 - ※現金以外でのチャージはできません。
 - ※バス車内では千円札以外でのチャージはできません。また、カードの残額が 10,001 円を超えている場合はチャージできません。
 - ※カード内残額が 20,000 円を超えるチャージはできません。

【松江市交通局 ICOCA 取扱い窓口】

- チャージできる金額
500 円、1,000 円～(1,000 円単位)～10,000 円、15,000 円、20,000 円
- チャージ限度額
カード残額 20,000 円までチャージできます。
 - ※20,001 円以上はチャージできません。

【松江市交通局バス車内】

- チャージできる金額
1,000 円、2,000 円、5,000 円、10,000 円
 - ※紙幣は、千円札のみ入金可能です。(二千円札、五千円札、一万円札は使用できません。)
- チャージ限度額
カード残額 10,000 円までチャージできます。
 - ※10,001 円以上はチャージできません。
- バス車内でのチャージ(入金)方法
乗務員にチャージ金額をお申し出ください。乗務員が入金操作をします。
 - ①運賃箱の降車用 IC カードリーダーにICOCA をタッチしてください。
 - ②1,000 円札を1枚ずつ挿入してください。
 - ③再度、運賃箱の降車用 IC カードリーダーにICOCA をタッチしてください。
 - ④チャージ完了です。

『ICOCA(無記名式)』及び『こども ICOCA』の払い戻し

- ご不要になった『ICOCA(無記名式)』及び『こども ICOCA』は、以下の計算方法により、松江市交通局のICOCA 取扱い窓口にて払い戻しします。
 - ※ただし、『こども ICOCA』の払い戻しの場合は、申込書に必要事項をご記入いただき、ご利用のお客様の公的証明書(健康保険証、パスポート等)が必要です。また、ご本人以外の方(代理人)による手続きの場合、代理人の方の公的証明書が必要です。

【払い戻し額の計算方法】

カード残額 - 220円(手数料) + 500円(デポジット) = 払い戻し額

- ※カード残額が払戻手数料(220 円)に満たない場合は、その残額を払戻手数料とし、残額が 0 円の場合は払戻手数料をいただきません。デポジット 500 円は、現金にて返金します。
- ※カード残額の一部のみの払戻しはできません。
- ※カード残額は、10 円未満の端数を切り上げ、10 円単位とした額とします。
- ※『こども ICOCA』を「カード有効期限」の翌日以降に払戻しする場合は、無手数料にて払戻しします。
- ※払戻した場合、ICOCA ポイントは失効します。

ICOCA の紛失・再発行について

- ICOCA の種類により取扱が異なります。

ICOCA の種類	紛失再発行の可否	説明
ICOCA (無記名式)	×	● 紛失による再発行はできません。 改めて新規でご購入いただくこととなりますのでご了承ください。
こども ICOCA (記名式)	○	●以下のような手続きをお願いします。 ①松江市交通局 ICOCA 取扱窓口にて再発行登録の申し込みを行ってください。 ※ 公的証明書(健康保険証、パスポート等)が必要です。 ②窓口にて「再発行登録票」をお渡しします。 ③再発行登録の翌日から14日以内(窓口営業時間内)に「再発行登録票」を持って、再度窓口へお越しください。 ※ 公的証明書(健康保険証、パスポート等)が必要です。 ④「再発行登録票」を回収し、こども ICOCA を再発行します。 ※ 1枚につき、再発行手数料520円とデポジット500円を別途現金でお支払いください。 ※ 再発行後に紛失したカードが見つかった場合でも、紛失再発行登録を行ったカードを再び使用可能なカードにすることはできません。

ICOCA を使用した不正乗車について

- 以下のような不正乗車を発見した場合には、その ICOCA を無効として回収させていただき、規定に基づく割増運賃を申し受けます。この場合、デポジット(預かり金)の500円は返金いたしません。

【不正乗車の例】

- 利用開始後の ICOCA を他人から譲り受けて使用した場合
- こども ICOCA を本人以外の者が使用した場合
- 券面表示事項を塗り消し、または改変して使用した場合
- その他不正乗車の手段として使用した場合

ICOCA 取扱窓口

松江市交通局	松江市平成町 1751-21	平 日 9:00~17:45
松江テルサ(2階)	松江市朝日町 478-18 JR 松江駅前	年中無休 8:30~17:00
松江観光協会	松江市末次町 86 松江市役所第4別館1階	平 日 9:00~17:00

【取扱い開始日】

- 松江市交通局は、令和3年5月31日より開始**します。
- 松江テルサ及び松江観光協会は、令和3年6月中旬を予定しています。

■お問い合わせ
松江市交通局
TEL 0852-60-1111(代表)
平日 9:30~17:45

